

預金口座の売買・譲渡は「犯罪」です！！

預金口座の売買・譲渡は決して行わないでください

「改正犯罪収益移転防止法」により、下記の行為は禁止されております。

1. 他人になりすまして口座を利用すべく通帳、キャッシュカード等を譲り受ける
2. 上記1.の事情を知りながら、通帳、キャッシュカード等を譲り渡す
3. 正当な理由なく有償で通帳、キャッシュカード等を譲り受け、譲り渡しをする

また、インターネット上などに売買の広告を載せることも禁止されています。

※違反した場合は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

※「業」としてこれらを行った場合は、3年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

⚠️ キャッシュカード・通帳の 売買は犯罪です!



キャッシュカード・通帳を 売った人も罪に問われます

罪名: 犯罪による収益の移転防止に関する法律違反

罰則

1年以下の懲役

もしくは

100万円以下の罰金

またはその両方が科せられます。

「業」としてこれらを行った場合は、3年以下の懲役

もしくは500万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

犯罪に巻き込まれないようご注意ください。



青梅信用金庫

お問い合わせ先

フリーダイヤル



0120-60-1130

受付時間/平日9:00~17:00